

# 条件付一般競争入札 入札説明書

令和 6 年度知事広聴事業番組制作業務委託については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日 令和 6 年 3 月 8 日（金）

2 担当課 郵便番号 840-8570  
佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁新館 5 階  
佐賀県 政策部 広報広聴課 広聴担当  
電話 0952-25-7351  
E-mail kouhou-kouchou@pref.saga.lg.jp

## 3 事業概要

- (1) 業務名 令和 6 年度知事広聴事業番組制作業務委託
- (2) 業務の内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 佐賀県政策部広報広聴課が指定する場所

## 4 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。  
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 過去 5 か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (6) 佐賀県内に本社、支社（支店）又は営業所を有し、県内従業員比率が 50%以上の者又は県内従業員数が 50 人以上の者であること。

(7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 5 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、令和6年3月15日（金）午後5時までに下記提出先に持参又は郵送（15日（金）午後5時までに必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

### (1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号） 1部

イ 営業概要書（様式第2号） 1部

ウ 実績書（様式第3号） 1部

※事実を証明する書類として、契約書の写し、又は発注者の証明等を添付するとともに、業務内容がわかる書類（仕様書等）を添付すること。

エ 誓約書（様式第4号） 1部

### (2) 提出先

2の担当課に同じ。

## 6 入札参加資格の確認

5で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和6年3月25日（月）までに通知します。

## 7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 日時 令和6年3月27日(水)午後1時
- (2) 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県庁新館5階 政策部部内会議室
- (3) 入札方法 入札者の直接持参による入札とします。入札書は所定の様式により作成し、持参により提出してください。

## 8 入札方法等

- (1) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書(様式第5号)には、当該委託業務についての1番組当たりの単価契約見積金額(消費税及び地方消費税を除く。)を記載してください。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、委任状を様式第6号により作成のうえ持参してください。この場合、入札書には入札参加者の住所、氏名又は名称若しくは商号及び当該代理人の氏名を記載する必要があります。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号。以下同じ。)及び「令和6年3月27日開封<令和6年度知事広聴事業番組制作業務委託>に係る入札書在中」と朱書きしてください。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正箇所に2本線を引き、その右側又は上位に正書してください。この場合、訂正の原因及び経緯を余白か別紙に記録し、提出して下さい。ただし、金額欄を訂正することはできません。
- (5) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、差替え又は撤回をすることができません。
- (6) 入札回数は、原則として3回を限度とします。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 9 入札保証金

入札者は、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第1項の規定に基づき、入札時まで、見積った契約希望金額の100分の5以上の金額を納付してください。

なお、現金の納付に代え、国債又は地方債など、佐賀県財務規則第104条第1項に掲げる担保を供することができます。

また、次の各号のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付が免除されます。

- (1) 当該入札について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約(見積る契約金額の100分の5以上)を締結している者
- (2) 国、地方公共団体その他知事が別に定める団体との間において、当該契約

と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

## 10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- (3) 落札者となるべき者の当該入札価格では契約の履行がなされない恐れがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等、著しく不適當であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなないことがあります。

## 11 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。なお、この場合の損害は入札者の負担となります。

- (1) 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができなくなったとき。

## 12 開札

開札は、7に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

## 13 契約保証金

落札者は、佐賀県財務規則第115条第1項の規定に基づき、契約締結の際に、契約金額の100分の10以上の金額を納付してください。

なお、現金の納付に代え、国債又は地方債など、佐賀県財務規則第116条第1項により準用する同第104条(第1項第7号を除く。)に掲げる担保を供することができます。

また、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除し、契約を締結します。

- (1) 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約単価に年間見込数量を乗じた額の100分の10以上)を締結したとき

- (2) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

#### 14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。なお、無効入札をした者は、再度の入札に参加することができません。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 当該競争について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 一人で二以上の入札をした者
- (5) 代理人でその資格のない者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

#### 15 契約書の要否

契約書の作成を要します。

#### 16 照会窓口

2の担当課に同じ。

#### 17 その他

- (1) 談合情報があった場合は、談合の有無に関わらず、そのすべてを公表することがあります。
- (2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行います。
- (3) 本入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令及び佐賀県財務規則の定めるところによります。
- (4) この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書について、本業務に係る契約手続以外の目的に供してはいけません。
- (5) この入札に参加を希望する者は、この入札説明書の交付から入札までの手続に際して得た情報を第三者に漏らしてはいけません。当該参加希望者による情報の漏洩によって佐賀県又は第三者に与えた損害は、当該参加希望者において賠償するものとし、佐賀県は一切その責を負いません。これは、入札手続の終了後も同様とします。
- (6) この入札に関する手続に要する費用の一切は、参加希望者の負担とします。
- (7) 令和6年2月議会において、当該業務に係る予算が成立しない場合、この公告に掲げる手続きは中止します。中止する場合は、佐賀県ホームページにて公告を行います。